

子供の未来応援基金事業審査委員会
(第2回未来応援ネットワーク事業)
議事要旨

日 時：平成29年12月15日（金）15:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

出席者：

【委員等（敬称略）】

秋生修一郎 足立区政策経営部子どもの貧困対策担当部長
有田礼二 東京海上日動火災保険株式会社 執行役員
金子美香 清水建設株式会社コーポレート企画室副室長
草間吉夫 東北福祉大学特任教授
松村淳子 京都府健康福祉部長
宮田千夏子 ANAホールディングス株式会社 コーポレートブランド・CSR推進部長
本岡卓爾 伊藤忠商事株式会社 審議役 開発・調査部長

【事務局】

小野田壮 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
川又竹男 内閣府大臣官房審議官
相川哲也 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）
伊藤史恵 文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）
佐々木淳也 厚生労働省子ども家庭局海底福祉課母子家庭等自立支援推進官
茂木正宏 日本財団ソーシャルイノベーション本部上席チームリーダー

《議事次第》

1. 開会
2. 政策統括官挨拶
3. 議題
 - (1) 支援申請状況について
 - (2) 審査基準等について
 - (3) 申請団体の審査及び採択候補の選定
4. その他
5. 閉会

○内閣府政策統括官及び福祉医療機構挨拶

(小野田政策統括官)

9月末に開催した本委員会決定に基づき、10月10日から11月10日まで、基金による支援団体の2回目の公募を実施した。公募期間は約1カ月間、今回も350を超える多くの団体から申請をいただいた。

申請は全国各地から届いており、草の根で支援活動を行う民間団体の裾野が広がり、社会全体で子供を応援するネットワークを形成するという本事業の目的に向け、一歩ずつ前進していることを感じている。

また、平成27年10月1日の子供の未来応援国民運動のスタートから2年が経過した基金についても今後、継続的な発展に向けた土台となる時期に来ている。松山大臣も基金への関心を強く持っておられ、更に発展していくよう委員の皆様にも何卒よろしくお願ひしたいとのことだった。

本日は、皆様に継続支援団体・新規支援団体を含めて352の団体からどの団体を支援すべきか、御審査いただく。政府としても、今般の支援団体との連携をしっかりと進め、子供たちが夢を持って成長していける社会の実現に全力を尽くしてまいりたい。

(福祉医療機構茂木センター長)

今年の10月から日本財団に代わり、当基金の管理運営業務を引き継ぐことになった。今回から事務局として参加する。よろしくお願ひしたい。

○第1回支援及び基金の現状について

(事務局)

平成27年10月に本格的に始動し、寄付については、経団連をはじめ広く呼びかけ、事務局としても積極的に企業にお願ひをしてきた。昨年10月に第1回の支援金の交付を行い、今年9月までの1年間、基金による支援を受けた団体が活動した。第1回支援を受け、第2回となる今回も継続支援申請をしているのは62団体。

第1回支援団体には、地域における取組を広げる活動にも積極的に御協力いただいている。Facebookのグループ作成、内閣府あるいは各種団体が行う各種イベント・フォーラム等への積極的な登壇等、子供たちの支援の活動を広げる活動に取り組んでいただいている。一部の団体については、ドキュメンタリー動画も作成。

また、企業による子供の未来応援基金への御協力事例として古本募金や子供服による募金など、様々な取組が現在進行形で行われている。

平成29年11月末の寄付総額は累計9億3,200万円。基金の残高としては6億1,000万円程度。この1年間の寄付の伸びとしては約2億2,000万円。

○支援申請状況について

(事務局)

先ほど政策統括官から申し上げたとおり、10月から11月にかけての約1カ月間、基金による支援を希望する団体を募集した結果、申請総数352件の応募をいただいた。申請総額は約11億3,500万円、平均申請額は約322万円。前回からの継続支援申請と新規支援申請との内訳は、継続が62件、新規が290件。

上限額を今回9月の委員会で審議の上、新規支援希望団体については前回同様で500万円、継続支援希望団体については300万円又は前回交付決定額の7割のいずれか高い額を上限とすることに決定していたところ、新規290件のうち60件が最高額の500万円の申請をしている状況。継続についても62件のうち25件は認められる上限額と同額で申請をしてきている。

事業類型別に見ると、前回同様、上から3つの学びの支援、居場所の提供・相談支援、衣食住等の支援で全体の4分の3という状況。この3つの類型は複数に該当し得る事業があるが、主たる事業が学び、居場所、生活支援のいずれに近いかで分類している。

団体種別については、前回同様にNPO法人が多くなっている。

地域別に関しては、原則団体所在地で整理をし、団体所在地ではない地で事業を行う団体について主たる事業を行う地域で整理、複数の地域で事業を行う団体については団体所在地で整理している。

○審査基準等について

(事務局)

9月の委員会の場において、4つの視点から審査をすることについて御了承をいただいている。その審査の視点の詳細について取りまとめさせていただいた。

まず「計画性」だが、「子供の貧困対策に資する取組であるか」「申請額を含め実現可能性がある内容か」「計画に具体性があるか」を見ている。基金による支援後も継続いただくことが非常に重要であるため、基金による支援終了後の資金調達を含めた将来設計がなされているかについては、「継続性」で見ている。

「戦略的な広報」は第1回同様、採択団体にはホームページやSNS等の情報発信をしていただく。

継続支援を希望する団体については、前回事業の実施状況とその成果を踏まえた申請となっているか、申請書内での団体の申告のほか、事業完了報告書を受け監査に当たっている日本財団の所感を参考にする。

採択に当たって考慮すべき点については4点。

まず支援金の総額。基金事業の安定した運営に配慮した額となるよう留意する必要がある。

また、採択候補団体の地域分布にも御留意をいただいて御議論いただきたい。

なお、9月の委員会時に御意見いただいたが、一般的に法人よりも組織基盤が弱くなりがちな任意団体等について、組織基盤が主な懸念事項となるような場合には、公的機関と連携をとっていること等も加味する御配慮をいただきたい。

○申請団体の審査及び採択候補の選定

個別の団体の採択の是非について議論を行い、委員会での議論、指摘を踏まえ、事務局において、再度整理をした上で必要に応じて再度委員に諮ることとなった。審査にあたっての主なコメントについては以下のとおり。

- 高額備品等で団体の財産形成になるものについては、慎重な検討を要する。
- 全体の地域分布も考慮すべきではあるが、4つの審査の視点において疑義のないことが前提となる。
- 貧困家庭のみを対象とすることについてはスティグマの問題を考慮する必要があるものの、事業の目的や対象が最低限子供の貧困対策に資するものと認められることが必要。子供の貧困対策に関する取組であると言えるか判然としないものについては、不採択もやむを得ない。
- 継続性に関しては、任意団体も多く一定程度のリスクは承知の上ではあるが、少なくとも当該団体に自立の意思があると認められることが必要。自立の意思が全く見られない団体については継続性要件を満たさないと評価すべきではないか。
- 自治体において非常に活発に取組を行っているところもあり、自治体における支援と基金による支援が相互に連携・補完することで相乗効果を生み出せると良いのではないか。

以 上